

# 札幌市興行場法施行細則

〔昭和 47 年 3 月 31 日〕  
札幌市規則第 68 号

改正 昭和 48 年 8 月規則第 59 号 昭和 51 年 3 月規則第 39 号  
昭和 58 年 5 月規則第 27 号 昭和 59 年 9 月規則第 63 号  
昭和 61 年 6 月規則第 36 号 平成 9 年 3 月規則第 31 号  
平成 10 年 3 月規則第 7 号 平成 12 年 3 月規則第 31 号  
平成 13 年 3 月規則第 19 号 平成 17 年 3 月規則第 35 号  
平成 24 年 10 月規則第 57 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、興行場法（昭和 23 年法律第 137 号。以下「法」という。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な細則を定めるものとする。

## (営業許可の申請)

第 2 条 常設興行場（札幌市興行場法施行条例（平成 24 年条例第 46 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項第 1 号の常設興行場をいう。）臨時興行場（条例第 5 条の臨時興行場をいう。）及び仮設興行場（同条の仮設興行場をいう。）について、法第 2 条第 1 項の許可を受けようとする者は、興行場（常設、臨時、仮設）営業許可申請書（様式 1）に次の事項を記載した書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。ただし、保健所長が認める場合は、当該書類の提出を省略することができる。

周囲 100メートル以内の見取図及び配置図

設計概要書（特殊構造のものは、強度計算書を添える。）

立面図

各階平面図（方位、各階の用途、各観覧席の面積、各椅子背の間隔、通路の幅員及び定員並びに出入口、窓の位置及び大きさを記載）

主要断面図（建物の高さ、軒高、階高、床高、天井高及び基礎その他各部材の長さを明記）

暖房、冷房及び換気設備の構造及び仕様の概要

- 2 前項の場合において、保健所長は、許可の申請に必要と認める書類その他のものの提出を求めることができる。
- 3 保健所長は、第 1 項の規定による申請に係る営業を許可したときは興行場（常設、臨時、仮設）営業許可書（様式 2）を、不許可としたときは興行場

(常設、臨時、仮設)営業不許可通知書(様式3)を、それぞれ交付するものとする。

(営業承継の届出)

第3条 法第2条の2第2項の規定による営業者の地位の承継の届出は、興行場営業承継届(様式4)を保健所長に提出して行わなければならない。

2 相続により営業者の地位を承継した者が前項の興行場営業承継届を提出する場合にあっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

戸籍謄本

相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、興行場営業者相続同意証明書(様式5)

3 合併又は分割により営業者の地位を承継した者が第1項の興行場営業承継届を提出する場合にあっては、定款又は寄附行為の写しを添付しなければならない。

(変更等の届出)

第4条 法第2条第1項の許可を受けた者は、第3条第1項の申請書及び添付書類の記載事項に変更があったとき、又はその営業を停止し、若しくは廃止したときは、10日以内に、興行場営業許可申請書記載事項変更届(様式6)、興行場営業停止届(様式7)又は興行場営業廃止届(様式8)を保健所長に提出しなければならない。

2 前項の規定により営業の停止に係る届出を行った者は、その営業を再開する場合は、あらかじめ興行場営業再開届(様式9)を保健所長に提出しなければならない。

3 保健所長は、前2項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

(観覧室等に係る要件)

第5条 条例第3条第5号に規定する規則で定める観覧室、喫煙所及び便所並びに空気環境の調整に係る設備及び照明設備の要件は、次のとおりとする。

観覧室(条例第3条第3号に規定する観覧室をいう。以下同じ。)は、次によること。

ア 入場者が容易に移動し、及び着席することができる観覧席(立見席を含む。)が備えられ、かつ、適当な間隔で通路が設けられていること。

イ 温度計及び湿度計が入場者の見やすい位置に備えられていること。

喫煙所は、次によること。

ア 観覧室と区別して設けられ、かつ、入場者の定員に応じた十分な広さを有していること。

- イ たばこの煙が観覧室に流入しない構造であること。  
便所は、次によること。
- ア 興行場内に設けられていること。ただし、興行場以外の部分を主とする建築物に設置された小規模な興行場であって、当該興行場に近接した場所に、入場者が利用可能であり、かつ、入場者の需要を満たすことができる適当な規模を有する便所がある場合は、この限りでない。
- イ 男性用大便所及び女性用便所がそれぞれ1箇所以上設けられていること。
- ウ 観覧室が複数階に及ぶ場合にあっては、各階ごとに男性用及び女性用に区画して設けられていること。ただし、上下階から等距離にある中間階に設けるなど、入場者の利便を損なわないと認められる場合は、各階ごとに設けないことができる。
- エ 男性用及び女性用の区別は、入場者に明らかに分かるように表示されていること。
- オ 出入口は、直接観覧室に開口しない構造であること。ただし、次室を設けた水洗便所であって、衛生上支障がない場合は、この限りでない。
- カ 床面及び床面から1メートルまでの内壁の部分は、不浸透性の材料で作られ、清掃が容易な構造であること。
- キ 大便器は、入場者定員が100人未満のときは2個以上、100人以上500人以下のときは4個以上、500人を超え1,500人以下のときは4個に100人を増すごとに1個を増した数以上、1,500人を超えるときは14個に200人を増すごとに1個を増した数以上の数が設けられていること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- ク 男性用小便器は、入場者定員が100人未満のときは2個以上、100人以上500人以下のときは6個以上、500人を超えるときは6個に100人を増すごとに1個を増した数以上の数が設けられていること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- ケ 適当な数の流水式の手洗い設備が設けられていること。  
空気環境の調整に係る設備は、次によること。ただし、自然換気により適正な空気環境を保持できる場合は、この限りでない。
- ア 観覧室、ロビー、食堂、喫煙所等において、おおむね次の空気環境の基準を満たす機能を有する設備が設けられていること。
- (ア) 炭酸ガスの濃度は、100万分の1,500以下であること。  
(イ) 温度は、摂氏17度以上28度以下であること。  
(ウ) 相対湿度は、30パーセント以上80パーセント以下であること。

イ 観覧室においては、アのほか、次の空気環境の基準を満たす機能を有する設備が設けられていること。

(ア) 浮遊粉じん量は、空気1立方メートルにつき0.2ミリグラム以下であること。

(イ) 気流は、毎秒0.5メートル以下であること。

照明設備は、次によること。ただし、自然採光で適正な照度を十分に達成できる場合は、この限りでない。

ア 観覧室、ロビー、食堂等入場者が利用する場所には、床面において150ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備が設けられていること。

イ 映写等のため、観覧室の主照明の照度を減ずる場合は漸減式照明設備が設けられ、消灯する場合は床面において少なくとも0.2ルクス以上の照度を満たす設備が設けられていること。

ウ 映写室、モニター室、電気・機械室等には、作業等に支障を生じない照明設備が設けられていること。

(その他の要件)

第6条 条例第3条第6号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

観覧室、ロビー、食堂等入場者が利用する場所は、入場者が容易に移動し、又は避難することができるよう、適当な広さを有し、及び適当な数の出入口を有していること。

食堂、売店及び食品販売設備は、便所の付近その他不潔な場所に設けられていないこと。ただし、公衆衛生上支障がない場合は、この限りでない。

適当な数の清掃用具が備えられ、かつ、それらを衛生的に保管する専用の設備が適当な場所に設けられていること。

ごみ等が飛散流出しない構造のごみ箱が適当な箇所に置かれていること。

(興行場について講ずべき措置)

第7条 条例第4条第7号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

食堂、売店及び食品販売設備を常に清潔にし、衛生的に保つこと。

ごみその他の廃棄物を適切に搬出し、放置しないこと。

便所を次により適切に管理すること。

ア 臭気を著しく発散させないこと。

イ 毎日清掃し、常に清潔にしておくこと。

ウ 必要に応じ、殺虫及び消毒を行うこと。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 48 年規則第 59 号) ~ 附 則 (平成 17 年規則第 35 号) 省略

附 則 (平成 24 年 10 月 3 日規則第 57 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第 5 条第 1 項の規定により営業の休止に係る届出を行った者が、この規則の施行の際現に当該届出に係る営業の休止をしている場合において、公布の日から起算して 30 日を経過する日までの間に営業を再開するときは、改正後の第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「速やかに」とする。

様式 1

興行場（常設、臨時、仮設）営業許可申請書

年 月 日

（あて先）札幌市保健所長

住 所  
申請者  
氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

興行場法第 2 条第 1 項の規定により、許可を受けたいので申請します。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業の種別
- 3 入場者の定員
- 4 営業開始予定年月日
- 5 興行の期間（臨時又は仮設の興行場に限る。）

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 2

興行場（常設、臨時、仮設）営業許可書

第 年 月 日  
年 月 日

様

札幌市保健所長

印

年 月 日付けで申請のあった興行場営業は、興行場法  
第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 入場者の定員
- 5 興行の期間（臨時興行場及び仮設興行場に限る。）

様式 3

興行場（常設、臨時、仮設）営業不許可通知書

第 年 月 日  
号

様

札幌市保健所長

印

興行場法第 2 条第 2 項の規定に基づき、次の理由により 年 月  
日申請のあった 営業は、許可しないので通知します。

（理由）

備考 この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。



様式4(その1)

興行場営業承継届

年 月 日

(あて先)札幌市保健所長

届出者 住所  
氏名

相続により興行場の営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 被相続人の氏名及び住所
- 4 被相続人との続柄
- 5 相続開始の年月日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式4（その2）

興行場営業承継届

年 月 日

（あて先）札幌市保健所長

届出者 主たる事務所の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名

合併により興行場の営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 4 合併の年月日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式4(その3)

興行場営業承継届

年 月 日

(あて先)札幌市保健所長

届出者 主たる事務所の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名

分割により興行場の営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 4 分割の年月日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 5

興行場営業者相続同意証明書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

証明者 氏 名

印

次のとおり興行場の営業者について相続がありましたことを証明します。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 興行場の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所

- (注) 1 証明者の氏名の部分は、興行場の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が記名捺印すること。  
2 この証明書には、保健所長が必要と認める関係書類を添付すること。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 6

興行場営業許可申請書記載事項変更届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

届出者 住 所  
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者  
の氏名 〕

興行場営業許可申請書の記載事項を変更したので、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 変更年月日
- 4 変更事項 (構造設備にあっては、新旧対照図面を添付してください。)

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 7

興行場営業停止届

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

届出者 住 所  
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者  
の氏名 〕

営業の全部（一部）を停止したので、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 停止年月日及び停止期間
- 4 停止の理由
- 5 一部停止の場合にあっては、その停止部分及び停止に伴う措置

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 8

興行場営業廃止届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

届出者 住 所  
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者  
の氏名 〕

営業の全部(一部)を廃止したので、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 廃止年月日
- 4 廃止の理由
- 5 一部廃止の場合にあっては、その廃止部分及び廃止に伴う措置

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 9

興行場営業再開届

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

住 所  
届出者  
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

営業の全部(一部)を再開するので、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 再開の年月日
- 4 一部再開の場合にあっては、その再開部分
- 5 引き続き停止している部分がある場合にあっては、その停止部分及び停止に伴う措置

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。